|  |
| --- |
| 市民情報提供資料  健康福祉部地域福祉課 |

「武蔵村山ふれあいパス」の利用期間及び「東日本大震災の

被災者に対する義援金」の受付期間の再延長について

このことについて、下記のとおり再延長することといたしましたので、お知らせいたします。

記

１　武蔵村山ふれあいパス

（１）利用期間　　　平成３０年３月３１日（土）まで

（２）対象施設及びサービス内容　　別紙のとおり

２　東日本大震災への被災者に対する義援金

（１）受付期間　　　平成３０年３月３１日（土）まで

（２）受付場所　　　市役所（地域福祉課）、市政情報コーナー、市民総合センター及び情報館えのきの４か所

※義援金総額（平成２９年３月９日現在）　　３０，８９５，３８３円